

## サービス利用料金

### ①居宅介護支援に関するサービス利用料金

要介護 1、2	要介護 3～5
11,309 円	14,691 円

事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、次のサービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。

### ☆居宅介護支援費（一月あたり）

#### ☆個別サービス（一月あたりの単位数又は、料金）

サービスを提供したときのみ料金が追加されます（利用者負担はありません）

- ・特定事業所加算（Ⅰ） 5,350 円／月
- ・特定事業所加算（Ⅱ） 4,280 円／月
- ・特定事業所加算（Ⅲ） 3,210 円／月
- ・特定事業所加算（Ⅳ） 1,337 円／月

主任介護支援専門員を配置し及び介護支援専門員等の算定要件を満たす場合

- ・入院時情報連携加算（Ⅰ） 2,140 円／月
- ・入院時情報連携加算（Ⅱ） 1,070 円／月

病院等に入院する利用者につき、当該病院の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合。

- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 2,140 円／月

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整をおこなった場合。1月に2回を限度として算定できる。

- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 3,210 円／回

居宅介護支援事業者が有する利用者の必要な情報を、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の提供した場合。

- ・小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 3,210 円／回

居宅介護支援事業者が有する利用者の必要な情報を、小規模多機能型居宅介護事業所に提供した場合。

- ・初回加算 3,210 円／月

新規に居宅サービス計画を作成する場合等。

- ・退院・退所加算（Ⅰ）イ 4,815 円／月  
病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けた場合。（入院又は入院期間中 1 回を限度）
- ・退院・退所加算（Ⅰ）ロ 6,420 円／月  
病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）
- ・退院・退所加算（Ⅱ）イ 6,420 円／月  
病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受けた場合。入院又は入所期間中 1 回を限度）
- ・退院・退所加算（Ⅱ）ロ 8,025 円／月  
病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた（内 1 回はカンファレンスによる）場合。
- ・退院・退所加算（Ⅲ） 9,630 円／月  
病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 3 回以上受けた（内 1 回はカンファレンスによる）場合（入院又は入所期間中 1 回を限度）
- ・ターミナルケアマネジメント加算 4,280 円／月  
著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者に対し、利用者の居宅を訪問し利用者的心身の状況、環境の変化等を把握し、主治医や居宅サービス事業所に情報提供するなどの適切な支援を行った場合。

※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合とは以下の様な場合が該当します。

- ・指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求められることや、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることを文書により説明・交付を行っていない場合。

- ・居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたって、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接していない場合、当該計画について利用者又は家族に対し、説明・同意・交付を行っていない場合。

- ・居宅サービス計画の新規作成や変更時、要介護認定の更新や区分変更時に、サービス担当者会議の開催等を行っていない（やむを得ない場合を除く）場合。

- ・居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のため 1 月に利用者の居宅を訪問し、利用者へ面接していない場合、その結果を記録していない場合。

- ※ 40 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40 件目以上になった場合に、居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より 2,140 円を減額することとなります。

## ②交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、実施地域を越えて要した交通費の実費を徴収致しません。

## ケアプランセンター 胡蝶の森

令和 2 年 10 月 1 日 指定 兵庫県 2873102855 号

〒666-0115 兵庫県川西市向陽台 1 丁目 6-39

TEL 072-792-5501 FAX 072-792-5505

管理者：関寺 博之